

## I 新かすがい男女共同参画プランの実施状況(概要)

### 目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わってきてはいますが、根強く残っているのが現状です。

男性も女性もお互いを尊重し合いながらのびのびといくことができる男女共同参画社会を形成するため、ジェンダー（社会的性別）に敏感な感受性を育て、その視点から生活のあらゆる場面を見直していく必要があります。

#### 課題1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

##### 1-① 市民・事業者などに向けた広報・啓発 (P5)

- ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行（男女共同参画課）  
A4版 4ページ 2色刷り 13,500部 年2回発行  
配布先：情報コーナー始め公共施設等 31ヶ所、商工会議所、中部大学他  
※配布先の拡大（全町内会にて回覧）

##### 1-③ 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開 (P5)

- ・男女共同参画市民フォーラムの開催（男女共同参画課）  
第12回かすがい男女共同参画市民フォーラム  
実施日 平成26年1月26日(日)  
テーマ 「家族も仕事もどっちも大事！」

#### 課題2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

##### 6-① ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催

（男女共同参画課、各公民館、各ふれあいセンター）(P13)

- ・ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催  
18講座58回 386名（延べ1,240名）

##### 6-② 男女共同参画セミナーの開催（男女共同参画課）(P15)

- ・男女共同参画セミナーの開催 2講座3回 168名

##### 7-① 教職員への研修の実施（学校教育課）(P15)

- ・初任者研修における社会体験型研修（保育園研修の実施）

- ・市非常勤講師に対する研修
- ・教頭に対する研修
- ・市内小中学校2年経験教諭に対する研修

7-③ 職員への研修の充実（人事課、男女共同参画課）(P16)

- ・新任課長補佐職・新任主査職、3級職員、新規採用職員
- ・県が実施する研修等への参加

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

8-② 教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施

（子ども政策課、学校教育課）(P17)

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようインターネット上におけるコミュニケーションマナーや責任等について学ぶ講座を実施  
小学校9校、中学校10校
- ・児童生徒、保護者を対象とした、メディアからの情報の取扱い方などの講座を実施

## 目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

政策・方針決定過程に女性が参画し、その意見を反映させることは、さまざまな視点や価値観をその施策や組織運営に取り入れることができ、互いの人権を尊重し男女が共同参画できる社会システムづくりにつながります。しかし、意思決定過程に参画している女性の割合は低いのが現状です。

女性も社会の担い手として自立した個人としての意識を持ち、その能力をより高めることが必要です。そしてさまざまな活動における意思決定の場や政策・方針決定の場に参画し、その力を十分発揮していくことが大切です。

このため、女性の学習機会やリーダー育成の取り組みをさらに充実していくとともに、さまざまな分野で活躍する女性のネットワークづくりなどを支援していきます。

### 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

#### 10-① 審議会への女性委員登用推進（男女共同参画課）(P18)

- ・各種審議会等における女性の登用状況（H25.4.1現在）

法令・条例に基づく審議会等の数	30
女性委員ゼロ審議会等の数	1
総委員数(人)	402
女性委員数(人)	105
女性登用率(%)	26.1

- ・「女性委員登用促進要綱」に基づく、審議会等への委員の事前協議  
事前協議件数 18件

### 課題2 就業における男女共同参画の促進

#### 15-③ 職場復帰研修などの実施（人事課）(P23)

- ・人材育成基本方針に長期休業からの復帰支援項目を追加

（平成25年4月改訂）

#### 17-② 女性のキャリアアップのための講座の開催（男女共同参画課）(P25)

- ・働く女性を対象とした夜間講座の開催

1講座3回 11名（延べ27名）

### 課題3 地域における男女共同参画の促進

#### 18-② 区、町内会やコミュニティ推進地区への支援（市民活動推進課）(P26)

- ・地域活動の助成金  
区・町内会・自治会（加入1世帯あたり600円）  
コミュニティ推進協議会 13地区 970,000円  
コミュニティ推進連絡協議会 30,000円

#### 18-⑥ ボランティア・NPOへの支援（市民活動支援センター、高齢福祉課 （社会福祉協議会））(P28)

- ・「相談」「作業」「交流」「情報」「育成」の機能で市民活動を支援  
（市民活動支援センター）  
利用者数 45,564名
- ・ボランティアセンター登録者数（社会福祉協議会）  
161団体、個人会員130名

### 課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

#### 20-② 障がい者生活支援相談の充実（障がい福祉課）(P34)

- ・障がい者生活支援センター（5か所） 述べ相談者数7,803名
- ・地域自立支援協議会の開催（3回）

## 目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

価値観の変化により、男女のライフスタイルも多様化し、家庭生活においても、これまでの役割分担意識にとらわれず男女が対等なパートナーとして互いを尊重し合い、協力していくことが必要となっています。

このため、男女が共に家庭責任と職業上の責任をバランスよく担えるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランス体制の促進も求められています。

育児・介護においても負担が女性に偏らないよう市の支援施策の充実はもちろんのこと、社会全体で支える環境づくりを進めることが必要です。

### 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### 24-② ファミリー・フレンドリー企業の紹介(男女共同参画課、経済振興課)(P40)

・ファミリー・フレンドリー企業登録社数 19社

### 課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

#### 25-① 男性応援講座の開催(男女共同参画課、東部市民センター、鷹来公民館、高蔵寺ふれあいセンター、西部ふれあいセンター、高齢福祉課、子ども政策課、子育て子育て総合支援館)(P40)

・家事・育児など男性の家庭生活への参加を促進する講座や男女がともに参加できる生活に密着した講座を開催

### 課題3 子どもを育てる社会環境の整備

#### 27-② 子育て支援施設の充実(子ども政策課、保育課)(P44)

・一時保育の実施(6園)	延べ利用児童数	7,963名
・延長保育の実施(14園)	延べ利用児童数	4,102名
・特定保育の実施(1園)	延べ利用児童数	121名
・病後児保育の実施(3施設)	延べ利用児童数	783名

#### 28-① 育児相談の充実(子ども政策課、子育て子育て総合支援館、保育課)(P47)

・児童センター	毎週水曜日電話相談実施	延べ77件
・春日井っ子みらいネット	延べ	11件
・子育て子育て支援館	育児相談(電話・面接)	
	火～日曜日、午前9時～午後7時、	
	85件(電話56件、面接29件)	
・公私立保育園全園	月～金曜日、午前9時30分～午後4時、	223件
・子育て支援センター(2ヶ所)	月～金曜日、午前9時～午後4時、	446件

#### 課題4 介護を支える社会環境の整備

##### 29-③ 地域支援体制の充実（介護保険課）（P50）

- ・地域密着型サービス事業所指定状況

（市内分、平成26年4月1日現在）

小規模多機能型居宅介護	5事業所
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	14事業所
認知症対応型通所介護	9事業所
地域密着型介護老人福祉施設 （定員29人以下の小規模な特別養護老人ホーム）	4事業所
夜間対応型訪問介護	1事業所

## 目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

男性も女性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女共に正確な知識を持つとともに、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても配慮できることが重要で、学校などにおける適切な性に関する教育が必要です。

また、男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きるうえで大切なことです。

### 課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

#### 32-① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知(男女共同参画課、学校教育課) (P51)

- ・系統性のある性教育が実施できるよう「いのちの学習 指導案例集 2014」を改訂した。

### 課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

#### 33-② 心身の健康づくり事業の推進(スポーツ課、健康増進課)(P54)

- ・市民健康づくり講座 5 講座
- ・食生活改善事業 2 事業
- ・食育のすすめ教室
- ・こどもの健康教室
- ・巡回型食育啓発事業
- ・自殺予防啓発
- ・小中学校体育館及び武道場の地域への開放

## 目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤である男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっているため、家庭、地域、学校などあらゆる分野で、女性に対する暴力の予防と根絶の取組を強化する必要があります。

### 課題1 男女間に対するあらゆる暴力の根絶

### 課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

※ 春日井市DV対策基本計画実施状況報告書 参照

## Ⅱ 春日井市DV対策基本計画推進の実施状況（概要）

### 基本課題1 DVに対する理解を深めるための啓発・教育の充実

DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと十分な理解が得られていない状況にあります。

DVを受けながら、DVと気づかない被害者や相談をすることをためらう被害者も多く、今後は、DVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。

#### 1 市民への広報・啓発の充実（男女共同参画課）（P3）

- ・DVセミナー 8回開催

#### 2 若い世代への教育の充実（男女共同参画課）（P4）

- ・デートDVセミナー 3回開催

### 基本課題2 安心して相談できる体制づくり

市では、男女共同参画課にDV相談窓口を設置し、専門の相談員2名による電話・面接相談のほか、24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。またDV問題を含む、女性が抱える様々な問題、悩みについては、青少年女性センター（レディヤンかすがい）において「女性の悩み相談」「女性のための法律相談」を行っています。

これらの相談窓口については、広報春日井やホームページ等で周知を図っていますが、平成22年度に実施した市民意識調査において、「誰に相談してよいかわからなかったから」と答えた人の割合も多く、より一層DVについての啓発や相談機関の周知を図っていくことが重要です。

#### 1 相談体制の充実（男女共同参画課）（P5）

- ・DV相談実施 675件（内オンライン相談17件）  
（電話・面接）  
火～日曜日 9時～12時 13時～17時  
（オンラインDVほっと相談）  
インターネットの掲示板を利用した24時間相談
- ・女性の悩み相談 493件（内DV15件）  
火～金曜日 13時～16時30分

- ・女性のための法律相談 125 件（内DV 8 件）  
第 1 ～ 4 土曜日 10 時～正午

## 2 被害者に対する適切な情報提供、対応の実施（男女共同参画課、保育課、学校教育課）（P6）

- ・DV対策連絡会議の開催
- ・教職員対象DVセミナーの実施
- ・保育士研修でのDVセミナーの実施

## 3 相談者の安全確保と保護体制の整備（男女共同参画課、子ども政策課）（P7）

- ・DV対策関係機関連絡会議の開催

### 基本課題3 被害者の自立支援の充実

被害者の自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されよう、関係部署との連携を更に密にするとともに、適切に対応ができよう制度の周知と活用を図ることが重要です。

被害者が自立して生活するにあたっては、住宅の確保を始め生活費の確保、就業機会の確保等現実的で様々な問題が重くのしかかってきます。生活環境が変わることへの不安や加害者に対する不安などを抱え、精神的にも不安定になりますので、精神的なケアも必要となります。

更にDVのある家庭に育った子どもは、ストレスを感じたり、心に大きな傷を追うこともありますので、子どもへの精神的な支援も必要となります。

## 1 子どもへの支援（男女共同参画課、保育課、学校教育課）（P10）

- ・教職員、保育士等による子どもの心理的ケアの実施
- ・教職員に対するDVセミナーの開催
- ・保育士研修
- ・スクールカウンセラーや心の相談員による相談を実施

## 基本課題4 推進体制の確立

市では、春日井市DV対策連絡会議の開催などを通じて関係部署と連携し、被害者支援に当たっていますが、更にスムーズな支援ができるよう、情報の提供など機能の充実を図るとともに、それぞれの部署においても支援体制の整備を行うことが重要です。

支援に際しては、それぞれの窓口で対応する職員一人ひとりがDVの特性を十分理解したうえで、被害者のおかれた立場に配慮して職務を行うことが必要ですが、理解不足から更なる被害（二次被害）が生じることがあります。そのため、被害者の人権を尊重し、その安全を確保し、秘密の保持に十分配慮できるよう、二次被害防止のための研修をすすめていく必要があります。

また、被害者一人ひとりのニーズに対応していくためには、市だけでは限界があるため、民間団体や関係機関と連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要です。

- 1 職員等に対する研修の充実（男女共同参画課）（P13）
  - ・職員の研修会への参加
  - ・関係窓口担当者研修の実施
  - ・相談員研修の実施
  
- 2 庁内の連携体制の整備（男女共同参画課、関係各課）（P14）
  - ・対応マニュアルの作成、見直し
  
- 3 関係機関・民間団体等との協力・連携（男女共同参画課）（P15）
  - ・春日井市DV対策関係機関連絡会議の開催

数 値 目 標 一 覧 表

※ 目標年度は平成33年度

目 標	項 目 名	目 標 値			備 考
		プラン策定時 (平成23年度)	現状値 (平成25年4月1日現在)	目標値 (平成33年度)	
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	7.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%	
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	4.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%	
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	49.0% (市民意識調査2010)	—	70.0%	
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	13.0% (市民意識調査2010)	—	20.0%	
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	57.8% (市民意識調査2010)	—	70.0%	
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	26.1%	30.0%	
	女性委員のいない審議会等の数	3	1	0	
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	4.0%	10.0%	
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	8.3%	15.0%	
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	89.8% (市民意識調査2010)	—	95.0%	
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	19.4% (市民意識調査2010)	—	30.0%	
	安全・安心まちづくりポスターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.8%	男女比率の均衡	
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	16.7%	20.0%	
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	35.4% (市民意識調査2010)	—	40.0%	
目標Ⅲ	ファミリーフレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	19社	30社	
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	0.0%	13.0%	
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	56.5% (市民意識調査2010)	—	65.0%	
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	家事) 12.3% 育児) 37.6% 介護) 26.4% (市民意識調査2010)	—	家事) 20.0% 育児) 50.0% 介護) 35.0%	
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	32.9% (市民意識調査2010)	—	40.0%	
	小学校区における放課後児童クラブ設置率(子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	87.2%	95.0%	
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 27.1% 子宮がん) 27.2%	乳がん) 24.7% 子宮がん) 42.8%	乳がん) 50.0% 子宮がん) 50.0%	
	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	34.0%	65.0%以上	
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	21.9% (市民意識調査2010)	—	10.0%	
	DV相談窓口を知っている一般市民の割合	25.5% (市民意識調査2010)	—	40.0%	